定款

特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所

特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所という。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を京都府舞鶴市字喜多1105番1に置く。
 - 2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を京都府城陽市寺田東ノ口8番地の13に置く。

第2章目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人と環境にやさしい都市づくりのために、街並整備、建物の保全と再生の研究や街おこし、村おこしによる都市の活性化に貢献し、併せ、法基準に適合した建築物と住宅品質確保の促進をはかり、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 人と環境にやさしい都市づくり研究と自治体への政策提言
 - ② 街おこし、村おこしに連動する都市づくりの企画と立案
 - ③ 伝統的な建築技術、近代的な建築技術の研究
 - ④ 建築と住居に関する苦情相談
 - ⑤ 在宅介護と施設介護における居住環境の調査と改善
 - ⑥ 介護に有効な居住環境整備を実現できる建築施工技術者の養成
 - (7) 建築基準法に基づく、指定確認検査機関としての業務
 - ⑧ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく、登録住宅性能評価機関としての業務
 - ⑨ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費 性能判定機関としての業務
 - ⑩ 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく、工事審査業務の受託
 - Ⅲ その他第3条の目的を達成する為に必要な一切の事業

第 3 章 会 員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛助して入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本 人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。 (除名)
- 第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名する事ができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上 3人以内
 - 2 理事のうち、理事長を1人、副理事長を1人以上とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人 を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分 の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の 総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の 任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は 総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する 前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 職務の遂行に堪えられない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 2 職員は理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 監事の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載された書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的 方法により、少なくとも会日の5日前迄に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が 書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決 議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等とする。
 - 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び活動決算
 - (5) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 入会金及び会費の額
 - (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の 請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第33条 理事会は理事長が招集する。
 - 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14 日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 前第2項にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、 当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が 書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を申し 述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等とする。
 - 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

- いて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項の適用については、 理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数・出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、第35条第3項により、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別途 定める。 (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、 理事会の議決を経て、予算成立まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができ る。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加 又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経な ければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利 の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の 多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の 認証を得なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を 得なければならない。
- 3 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が、解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに、残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決 を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法 人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

昭二 理事長 出 副理事長 中西洋一 理 事 石 塚 仁 理事 粕 谷 眞 澄 理 事 小谷正夫 理 事 後 守 吉 隆 理 事 高 沖 武 令 千 坂 孝 昭 理 事 理 事 丸山利雄 監 事 飯田正明 監 事 山上睦男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日からその事業年度末までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

ᆂᆔᄉᄆ

		正云貝	質明云貝
(1)	入会金	3,000円	30,000円
(2)	年会費	12,000円	120,000円

マヘロ

附則

この定款は、平成13年5月13日から施行する。

附則

この定款は、定款変更の認証日から施行する。

附則

この定款は、平成17年7月11日から施行する。

附則

この定款は、定款変更の認証日から施行する。

附則

この定款は、平成20年5月31日から施行する。

附則

この定款は、定款変更の認証日から施行する。

附則

この定款は、平成23年5月8日から施行する。

附則

この定款は、平成25年3月31日から施行する。

附則

この定款は、定款変更の認証日から施行する。

附則

この定款は、平成30年8月31日から施行する。

附則

この定款は、令和1年6月1日から施行する。

附則

この定款は、定款変更の認証日から施行する。

(注) 認証・改定の推移

法人設立	平成12年9月8日
一部改定	平成14年3月1日
IJ	平成14年6月29日
IJ	平成17年7月11日
IJ	平成17年10月28日
IJ	平成20年5月31日
IJ	平成20年10月16日
IJ	平成23年5月8日
<i>II</i>	平成25年3月31日
<i>II</i>	平成27年3月3日
"	平成30年8月31日
IJ	平成31年6月1日
<i>))</i>	令和3年7月27日